

TOKYO働き方改革宣言

社員のライフワークバランスの推進を目指して、働き方改革に全社的に取り組みます。

令和3年2月2日
株式会社プランニング・ヴィ

目 標

働き方の改善

1か月あたりの平均法定外労働時間数25時間以下を目指します。

繁忙期においても1か月あたりの時間外労働時間数30時間以下を目指します。

休み方の改善

年次有給休暇取得率50%以上を目指します。

社員が積極的に休暇を取得できるような職場の風土を作り、全社員について年休取得日数10日以上を目指します。

取 組 内 容

働き方の改善

- ・定期的な管理職による面談を実施し、時間外労働の多い部署については必要に応じて業務分担を見直します。
- ・改正された労働基準法等の関連法令を社員に周知し、働き方の改善について理解を深めます。
- ・多様な働き方を推進するため、テレワーク制度を導入し、運用します。

休み方の改善

- ・管理職に対し部下の休暇取得状況を定期的に提供します。
- ・管理職による声掛け等、休暇を取得しやすい雰囲気を作ります。
- ・自身または家族(子供・配偶者)の誕生日が有給休暇となる制度を整備し、運用します。